

IBM PureApplication Service Infrastructure

ご利用条件(以下、「ToU」といいます。)は、本「IBM ご利用条件 - SaaS 特定オフリング条件」(以下、「SaaS 特定オフリング条件」といいます。)、および以下の Web サイトでご覧いただける「IBM ご利用条件 - 一般条件」(以下、「一般条件」といいます。)という表題の文書で構成されています

(URL:<http://www.ibm.com/software/sla/sladb.nsf/sla/tou-gen-terms/>)。

相違がある場合には、「SaaS 特定オフリング条件」が「一般条件」に優先するものとします。「IBM SaaS」の注文、そのアクセスまたは利用により、お客様は「ToU」に同意したものとみなされます。

「ToU」は、「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」、「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」、または「IBM SaaS 特定オフリングのご契約条件」(以下、「本契約」といいます。))に追加されるものであり、「ToU」と併せて完全な合意として成立します。

1. IBM SaaS

以下の「IBM SaaS」オフリングは、これらの「SaaS 特定オフリング条件」の対象です。

- IBM PureApplication Service C500-4-24 (4 core 24 GB) Infrastructure Instance
- IBM PureApplication Service C500-8-128 (8 core 128 GB) Infrastructure Instance
- IBM PureApplication Service C500-16-256 (16 core 256 GB) Infrastructure Instance
- IBM PureApplication Service Storage Expansion 1 TB
- IBM PureApplication Service C500-4-24 (4 core 24 GB) Platform and Infrastructure Instance
- IBM PureApplication Service C500-8-128 (8 core 128 GB) Platform and Infrastructure Instance
- IBM PureApplication Service C500-16-256 (16 core 256 GB) Platform and Infrastructure Instance

2. 課金単位

「IBM SaaS」は、「取引文書」に記載された以下の課金単位に従って販売されます。

- a. 「インスタンス」は、「IBM SaaS」を取得する際の課金単位です。「インスタンス」とは、特定の構成の「IBM SaaS」へのアクセスです。お客様の「証書 (PoE)」または「取引文書」に定める課金期間中にアクセスおよび利用することが可能な「IBM SaaS」の「インスタンス」ごとに十分な使用許諾を取得する必要があります。

3. 料金および課金

「IBM SaaS」に対する料金は、「取引文書」に記載されます。

3.1 1 か月に満たない期間の料金

1 か月に満たない期間の料金は、日割計算によりお客様に請求されます。1 か月に満たない期間の料金は、IBM がお客様に対して「IBM SaaS」へのアクセスが可能になったことを通知した日から開始し、その月の残りの日数に基づき計算されます。

4. 「IBM SaaS」の「サブスクリプション期間」の更新オプション

以下のいずれかを指定することによって、「サブスクリプション期間」の終了時に「IBM SaaS」を更新するかどうかをお客様の「PoE」で定めます。

4.1 自動更新

お客様の「PoE」に、お客様の更新は自動更新と記載されている場合、お客様は、「PoE」に規定されている有効期間満了日の少なくとも 30 日前までに、お客様の IBM 営業担当員または IBM ビジネス・パートナーへの書面による要求により、期間満了となる「IBM SaaS」の「サブスクリプション期間」を終了させることができます。IBM または「IBM ビジネス・パートナー」が、有効期間満了日までにかかる終了通知を受領していない場合、期間満了となる「サブスクリプション期間」は 1 年間、または「PoE」に規定される当該更新前の「サブスクリプション期間」と同じ期間のいずれかで自動的に更新されます。

4.2 請求の継続

「PoE」にお客様の更新は継続すると記載されている場合、お客様は引き続き「IBM SaaS」に対するアクセス権限を有するものとし、「IBM SaaS」の利用に対して継続的に請求が行われます。「IBM SaaS」の利用を中断し、継続的な請求プロセスを停止するためには、お客様は30日前までに、IBMまたは「IBM ビジネス・パートナー」にお客様の「IBM SaaS」の解約を要求する通知を書面で行う必要があります。お客様のアクセスの解約により、お客様には解約が効力を生じる月内の未処理のアクセス料金が請求されます。

4.3 更新が必要

「PoE」にお客様の更新タイプは「終了」と記載されている場合、「IBM SaaS」は「サブスクリプション期間」の満了時に終了し、お客様の「IBM SaaS」へのアクセスは削除されます。終了日以降も「IBM SaaS」の利用を継続するには、お客様のIBM営業担当員または「IBM ビジネス・パートナー」に対して新規の「サブスクリプション期間」を発注し、購入する必要があります。

5. テクニカル・サポート

「テクニカル・サポート」は「IBM SaaS」オファリングおよび「イネーブリング・ソフトウェア」に対して、「サブスクリプション期間」中に適宜提供されます。「テクニカル・サポート」は、「IBM SaaS」に含まれ、個別のオファリングとしては提供されません。

「テクニカル・サポート」の情報は、以下のWebサイトで閲覧可能です。

http://www.ibm.com/support/entry/portal/product/puresystems/pureapplication_service

6. 「IBM SaaS」オファリングの追加条件

6.1 データ収集

お客様は、IBMが「IBM SaaS」の通常の運用およびサポートの一環として、トラッキングおよびその他の技術により、「IBM SaaS」の使用に関連してお客様（お客様の従業員および従契約者）から個人情報を収集できることを納得し、これに同意するものとします。IBMは、ユーザー・エクスペリエンスの向上およびお客様との対話の調整を目的として、「IBM SaaS」の有効性について使用統計および情報を集めるためにこれを行います。お客様は、IBM、その他のIBMグループ会社およびその従契約者が、営業活動を行う地域で、適用法に従い、IBM、その他のIBMグループ会社およびそれぞれの従契約者の範囲内で、収集した個人情報を以上の目的のために処理できるように、お客様が同意を取得する意向であること、または取得済みであることを確認します。IBMは、収集した個人情報へのアクセス、更新、修正または削除について、お客様の従業員および従契約者からの要求に従います。

6.2 Derived Benefit Locations

該当する場合、税金は、「IBM SaaS」の恩恵を受けているお客様が認識する場所に基づきます。IBMは、お客様がIBMに追加情報を提供する場合を除き、「IBM SaaS」の注文時に主要なBenefit Locationとして記載した事業所住所に基づいて税金を適用します。お客様は、当該情報を最新に保ち、変更があった場合にはIBMに通知する責任を負うものとします。

7. お客様の義務

7.1 関連プログラム使用許諾

以下の「IBM SaaS」オファリングのサブスクリプション使用許諾を取得するお客様の場合。

- IBM PureApplication Service C500-4-24 (4 core 24 GB) Infrastructure Instance
- IBM PureApplication Service C500-8-128 (8 core 128 GB) Infrastructure Instance
または
- IBM PureApplication Service C500-16-256 (16 core 256 GB) Infrastructure Instance

これは「インフラストラクチャー・パーツ」と呼ばれ、「関連IBMプログラム」のライセンス資格をあらかじめ取得している必要があります。関連IBMプログラムは、対応するプログラム・ライセンスに記載したプロセッサ・バリュー・ユニット (PVU) ベースで使用許諾されます。「関連IBMプログラム」は以下のいずれかになります。

- a. IBM PureApplication Software
- b. IBM PureApplication Service Platform。

「インフラストラクチャー・パーツ」に対するお客様の使用許諾は、下表に規定される PVU 変換レーティングに従って、「関連 IBM プログラム」に対するお客様の使用許諾範囲を超えることはできません。お客様は、「インフラストラクチャー・パーツ」で「関連 IBM プログラム」の使用権を行使している場合、お客様のオンプレミスに導入された環境内で同じ使用権を行使することはできません。

7.1.1 インフラストラクチャー・パーツの PVU レーティング

PureApplication Service インフラストラクチャー・パーツ	関連 IBM プログラム PVU レーティング
PureApplication Service C500-4-24 (4 core 24 GB) Infrastructure Instance	280 PVU
PureApplication Service C500-8-128 (8 core 128 GB) Infrastructure Instance	560 PVU
PureApplication Service C500-16-256 (16 core 256 GB) Infrastructure Instance	1120 PVU

例: お客様が以下を購入している場合。

- PureApplication Service C500-4-24 (4 core 24 GB) Infrastructure Instance の 2 つのインスタンス および
- PureApplication Service C500-16-256 (16 core 256 GB) Infrastructure Instance の 3 つのインスタンス

上表の情報に基づき、本「SaaS」環境の PVU の総キャパシティは、「(2 x 280 PVU) + (3 x 1120 PVU)」の計算式から 3920 PVU となります。

「インフラストラクチャー・パーツ」で使用するためには、お客様は、「関連 IBM プログラム」に対する使用権のいずれかから 3920 PVU の使用権を割り当てる必要があります。お客様は、「サブスクリプション期間」の間、オンプレミス環境内でこれらの 3920 PVU の使用権を行使することはできません。お客様が「インフラストラクチャー・パーツ」に対する権利を有しなくなった場合、お客様は、そのオンプレミス環境内であらかじめ割り当てられた PVU の使用を再開することができます。

「インフラストラクチャー・パーツ」には、「関連 IBM プログラム」のサブスクリプション & サポートは含まれていません。お客様は、「関連 IBM プログラム」について適用可能な (1) ライセンス資格、および (2) サブスクリプション & サポートを予め取得していることを表明するものとします。「インフラストラクチャー・パーツ」の「サブスクリプション期間」の間、お客様は「関連 IBM プログラム」の最新のサブスクリプション & サポートを維持する必要があります。「関連 IBM プログラム」を使用するためのお客様のライセンス、または「関連 IBM プログラム」のお客様のサブスクリプション & サポートのいずれかが終了した場合、お客様の「インフラストラクチャー・パーツ」を使用する権利は終了します。

以下の「IBM SaaS」オフリングには、上記の「関連 IBM プログラム」に対する使用許諾は必要ありません。

- PureApplication Service C500-4-24 (4 core 24 GB) Platform and Infrastructure Instance
- PureApplication Service C500-8-128 (8 core 128 GB) Platform and Infrastructure Instance
- PureApplication Service C500-16-256 (16 core 256 GB) Platform and Infrastructure Instance

7.2 IBM ソフトウェアとライセンスの持ち込み (BYOSL) 要件

お客様は、「IBM SaaS」にアップロードされ、使用される対象製品に対して、十分なソフトウェア・ライセンス資格 (以下、「使用許諾」といいます。) を持ち込む必要があります。

お客様が、本「IBM SaaS」オフリングで BYOSL に基づいて対象製品の「使用許諾」を適用する場合、かかる「使用許諾」は「IBM SaaS インスタンス」専用であるため、お客様は、同時に「IBM SaaS」以外で当該対象製品の「使用許諾」を適用することはできません。

対象製品に関するお客様の「PoE」において、「IBM SaaS」内で使用許諾された範囲内の使用について、利用可能レベルが指定されます。お客様は、「IBM SaaS」にアップロードされた各対象製品の使用許諾範囲内の使用について利用可能レベルを超えることはできません。

「IBM SaaS」オファリングでの使用に利用可能な対象製品は、PVUまたは仮想サーバー・ベースで、使用許諾を受けることができます。当該対象製品は、IBM Pure Application オンプレミス製品で使用するために特別に設計されており、また、本「IBM SaaS」オファリングでも使用することができます。

PVUによって使用許諾される対象製品については、「IBM SaaS」のサーバー・タイプごとに必要とされる対象製品のPVUの「資格」についての「BYOSLのPVU要件」というタイトルの表を参照してください。

7.2.1 BYOSLのPVU要件

「IBM SaaS」オファリング	対象製品について必要な PVU
PureApplication Service C500-4-24 (4 core 24 GB) Infrastructure Instance	280 PVU
PureApplication Service C500-4-24 (4 core 24 GB) Platform and Infrastructure Instance	280 PVU
PureApplication Service C500-8-128 (8 core 128 GB) Infrastructure Instance	560 PVU
PureApplication Service C500-8-128 (8 core 128 GB) Platform and Infrastructure Instance	560 PVU
PureApplication Service C500-16-256 (16 core 256 GB) Infrastructure Instance	1120 PVU
PureApplication Service C500-16-256 (16 core 256 GB) Platform and Infrastructure Instance	1120 PVU

仮想サーバー・ベースで使用許諾される対象製品について、お客様は、適用される対象製品ライセンスに記載される「仮想サーバー」のライセンス条項に従う必要があります。

7.3 対象製品の使用、使用許諾のトラッキング要件、および条件

お客様は、「資格」および以下の使用許諾のトラッキング要件に関連する、「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」または「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」のすべての条件を常に遵守する責任を負います。

「IBM SaaS」により管理、導入される対象製品について、お客様は、以下を行うことによって「IBM SaaS」のライセンス管理機能を使用する必要があります。

- 各「IBM SaaS インスタンス」に割り当てられている「資格」の正確な数を入力します。
- 1つのパターンに追加の対象製品をインストールするときは、パターン・メタデータを更新することによって「IBM SaaS」環境に追加される対象製品に関して、パーツ番号情報が含まれ、追跡されることを保証します。「IBM SaaS」は、追加の対象製品を追跡できる必要があります。詳細については、「IBM SaaS」の[資料](#)を参照してください。
- お客様は、適用される IBM プログラムご使用条件の遵守状況の検査条件が、対象製品の「資格」の導入対象である「IBM SaaS」オファリングに及ぶことを了承します。「IBM SaaS」オファリングを使用することにより、お客様は、IBM に当該環境への管理者アクセスを提供し、ソフトウェア・ライセンス審査と関連して必要な場合に、IBM がデータ・ディスカバリーを実施するのを許可することに同意したものとみなされます。
- お客様が対象製品ライセンスおよび「IBM SaaS」の使用条件に従うことを前提として、これらの条件は、「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」または「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」で規定された、「サブキャパシティー・ライセンス」の対象および使用状況報告に関して相反する、あらゆる条件に優先するものとします。

別紙 A

IBM PureApplication Service は、お客様が専用のオフプレミス・クラウド・インフラストラクチャーで、各種パターンを実行する方法を提供します。

パターンとはアプリケーションの青写真であり、PureApplication クラウド・インフラストラクチャーに容易に展開できる形式で取り込まれるアプリケーションの事前定義されたアーキテクチャーです。

IBM PureApplication System の W1500 型および W2500 型に展開するために開発されたパターンは、PureApplication Service へ展開できます。IBM PureApplication Service に展開するために開発されたパターンは、IBM PureApplication System の W1500 型および W2500 型へ展開できます。

PureApplication Service は Image Construction and Composition Tool and Plugin Development Kit を提供して、PureApplication Service および PureApplication System クラウド・インフラストラクチャーの両方に展開可能なカスタム・パターンを作成できるようにします。

PureApplication Service では、PureApplication Service 環境へのパターンのインポートおよび同環境からのパターンのエクスポートのための機能が提供されます。

PureApplication Service には、ユーザーがソフトウェア・ライセンスのモニターと管理を実行して、ライセンス管理要件に常に準拠できる機能が含まれています。

サービス・プロビジョニング時に、サービス・ユーザー (プロビジョニング形式で識別される) は、「サービス」へのアクセスに必要な、IP アドレスまたは URL、およびユーザー資格情報 (ユーザー ID とパスワード) を受け取ります。

別紙 B

IBM は、「IBM SaaS」に関して、以下の可用性サービス・レベル・アグリーメント (以下、「SLA」といいます。) を提供し、お客様の「証書 (PoE)」または「取引文書」で指定される場合には、この SLA が適用されます。開始時またはお客様の「サブスクリプション期間」の更新時における最新版の本 SLA の条件が、適用されます。お客様は、SLA が、お客様に対する保証としないことを了承します。

1. 定義

- a. 「可用性クレジット」とは、IBM が検証した「請求」に対して提供する救済措置をいいます。「可用性クレジット」は、返金または「IBM SaaS」のサブスクリプション料金の将来の請求額から割り引く形で適用されます。
- b. 「請求」とは、お客様が IBM に対して提出する、「契約月」中に SLA が満たされていない旨の主張をいいます。
- c. 「契約月」とは、その月の初日の午前 12 時 (米国東部標準時) から当該月の末日の午後 11 時 59 分 (米国東部標準時) までを基準とする「IBM SaaS」期間における各 1 か月をいいます。
- d. 「ダウン時間」とは、「IBM SaaS」のための実稼働システム処理が停止し、許諾を得ているお客様のユーザーが、あらゆる「IBM SaaS」を利用できなくなる期間をいいます。「ダウン時間」には、「IBM SaaS」が以下のいずれかに起因して利用できなくなった場合の期間は含まれません。
 - 保守のための定期的な停止または発表された停止。
 - IBM の管理の及ばない事象または原因 (例: 自然災害、インターネット障害、緊急保守等)。
 - お客様または第三者のアプリケーション、機器、またはデータの不具合。
 - 「IBM SaaS」にアクセスするための所要のシステム構成およびサポートされているプラットフォームをお客様が満たさない場合。
 - IBM が「お客様」または「お客様」に代わる第三者が IBM に提供する設計、仕様、または指示に従った場合。
- e. 「事象」とは、SLA が満たされない原因となる状況または一連の状況をいいます。

2. 可用性クレジット

- a. 「請求」を提出するためには、お客様は、「事象」ごとに、かかる「事象」がお客様による「IBM SaaS」の利用に影響を与えたことをお客様が最初に知り得たときから 24 時間以内に、IBM テクニカル・サポート・ヘルプデスクに対して重要度 1 のサポート・チケットを記録しなければなりません。お客様は「事象」に関するすべての必要な情報を提供し、「事象」の分析および解決につき IBM を合理的に支援する必要があります。
- b. お客様は、お客様の「可用性クレジット」に対する「請求」を、「請求」が生じた「契約月」の末日から 3 営業日以内に提出する必要があります。
- c. 「可用性クレジット」は、特定のデータ・センターで「IBM SaaS」固有のインスタンスに対する「ダウン時間」がお客様に対し最初に影響を与えたことにつきお客様により報告された時点から測定される「ダウン時間」に基づいて決定されます。IBM は、有効な「請求」それぞれに対して、適用可能な「可用性クレジット」の最高額を、下表に示した各「契約月」において達成した SLA に基づいて適用します。同「契約月」中における同「事象」に対する「可用性クレジット」は、重複して適用されません。
- d. お客様が、IBM の認定ビジネス・パートナーからの再販売取引によって「IBM SaaS」を購入した場合で、IBM が「IBM SaaS」および SLA のコミットメントを履行する第一義的な責任を負う場合、「可用性クレジット」は、「請求」の対象となる「契約月」において有効な「IBM SaaS」に対するその当時の「レベル別推奨数量割引料金」(以下、「RSVP」といいます。) に基づいて計算され、そこから、50% 割引した額となります。

- e. 各「契約月」に支払われた「可用性クレジット」の合計額は、いかなる状況においても、お客様が「IBM SaaS」の特定のインスタンスに対する「IBM SaaS」に対して IBM に支払った年額料金の 12 分の 1 の 10% を超えないものとします。「可用性クレジット」は、「IBM SaaS」サブスクリプションの請求金額全額に対して与えられるものではなく、「ダウン時間」が生じた特定のインスタンス (複数可) の金額に対して与えられます。

3. サービス・レベル

「契約月」における「IBM SaaS」の可用性は次のとおりです。

「契約月」における可用性	「可用性クレジット」 (「請求」の対象である「契約月」における 月額サブスクリプション料金の割合)
<99.9%	2%
<95.0%	5%
<90.0%	10%

「可用性」は、以下のとおり算出されます。(a)「契約月」における分単位の総時間数から、(b)「契約月」における「ダウン時間」の分単位の総時間数を控除し、それを(c)「契約月」における分単位の総時間数で除することにより算出され、結果はパーセントで表します。

例: 「契約月」における「ダウン時間」が 50 分である場合

30 日の「契約月」における合計 43,200 分 - 「ダウン時間」50 分 = 43,150 分 <hr/> 30 日の「契約月」における合計 43,200 分	= 99.8% の「達成したサービス・レベル」に対する 2% の「可用性クレジット」
---	---

4. 除外事項

本 SLA は、IBM のお客様に限り、利用することができます。本 SLA は、以下の場合には適用されません。

- ベータ版および評価版のサービス。
- 「IBM SaaS」におけるお客様のユーザー、ゲスト、参加者、および許可された招待者による「請求」。
- 「IBM SaaS」オファリングで管理されていない項目には、以下が含まれます。
 - (1) 「IBM SaaS」オファリングで導入される仮想マシン。
 - (2) あらかじめ使用許諾されている「共有サービス」。「共有サービス」は、「IBM SaaS」オファリングにおいてお客様により導入され、複数のアプリケーション導入により共有される事前定義されたパターンです。これには、仮想アプリケーション、仮想システム、および仮想アプライアンスが含まれます。「共有サービス」は、「IBM SaaS」オファリングの一部として導入に対して利用できるものとします。